

【口座振替をおすすめします】（「横浜市税 口座振替」で[検索](#)）

口座振替納税は、一度お申込みいただきますと、ご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。ぜひ、ご利用ください。

■振替方法

- (1) 各期振替（各納期の納期限日に期別税額を振替）
- (2) 前期前納振替（第1期の納期限日に年税額を振替）

■ご利用いただける市税

- (1) 市民税・県民税（普通徴収分）
- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (3) 固定資産税（償却資産）

■申込方法

- (1) 金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口での申込
通帳・通帳届出印・納税通知書をお持ちになり、金融機関かゆうちょ銀行（郵便局）の窓口でお申し込みください。
※ご利用できる金融機関は納税通知書の裏面でご確認ください。
- (2) 郵送での申込
横浜市ホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、ご郵送ください。
※依頼書は財政局納税管理課口座振替担当から郵送することも可能です。
- (3) 区役所（税務課窓口）での申込
ペイジー口座振替受付サービス
区役所窓口に設置した専用端末にお客様が銀行の個人キャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力することで、専用のネットワークを介して、電子的に金融機関に口座振替の登録をお申込みいただけます。銀行届出印は不要です。（法人カード等一部のカードはご利用になれません。）
● ペイジー口座振替受付サービスは下記の金融機関の口座でご利用いただけます。

横浜銀行、ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、横浜信用金庫、川崎信用金庫

■申込期限

- (1) 金融機関窓口による申込は納期月の前月十五日までに、お申込み下さい。
- (2) 郵送による申込は納付月の前月十日必着でお申込み下さい。
- (3) ペイジー口座振替受付による申込は納期月の十日までにお申込み下さい。
※申込区分ごとで申込の期限が異なりますので、ご注意ください。
※申込期限が土曜・休日にあたる場合は、その前日となります。

〈口座振替のお申込みに関するお問い合わせ先〉

横浜市コールセンター 電話：045-664-2525 FAX：045-664-2828（年中無休：8時～21時）
（口座振替業務主管課：財政局納税管理課）

たばこ税の増税に伴う「手持品課税」について

平成30年度税制改正により、たばこ税率が引き上げられることになりました。増税に伴い、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得を防止するため、3段階で手持品課税を実施します。

- ※ 平成27年度税制改正において実施している旧3級品の手持品課税については、次回の実施が平成31年10月1日となっております。
- ※ 平成30年度税制改正では、加熱式たばこ（アイコスやグロー）の課税方式が見直され、紙巻たばこへの換算方法が変更されていますのでご注意ください。

実施時期（一般品）	市たばこ税
平成30年9月30日まで	5,262円
平成30年10月1日	5,692円
平成32年10月1日	6,122円
平成33年10月1日	6,552円

市たばこ税の手持品課税に関する申告先・お問合せ先

横浜市 財政局 法人課税課 市たばこ税担当 ※ こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。
〒231-8316 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル9階 電話：045-671-4481
受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（十・日・祝日・年末年始を除く）